

「生活応援！元気いっぱい!!えび〜にゃ商品券」利用者用 FAQ

Q1 利用期間はいつまでですか。

令和8年3月27日（金）～9月30日（水）です。
この期間を過ぎた場合、商品券は利用できなくなります。
利用漏れがないよう、ご注意ください。

Q2 使える店舗はどこですか。

市ホームページの「取扱店舗一覧」をご確認ください。（随時更新）

Q3 使用できない用途を教えてください。

換金性のあるもの（例：商品券や図書カード）、たばこ、税金、公共料金の支払いなどにはご使用いただけません。

Q4 商品券が余りそうなので、譲渡しても良いでしょうか。もしくは、払い戻しはできますか。

商品券の譲渡は禁止されています。
また、払い戻しもできません。

Q5 そもそも商品券の申し込みがあったことを知りませんでした。どのように周知をしたのでしょうか。

本事業に係る周知については、令和8年1月9日に申込書付リーフレットの全戸配布を行いました。
また、広報えびな、市公式ホームページ、市公式 SNS、市内公共施設、海老名駅周辺における行政掲示板等において周知を図るとともに、市の福祉部局とも連携しながら幅広く展開しました。

Q6 商品券事業ではなく、現金の一律給付にしてもらいたかったです。市としてどうお考えですか。

現金等による一律給付の場合、生活支援としての活用は一定程度考慮されるものの、支給された現金が必ずしも生活に関わる費用にあてられない、市内事業者への経済的な波及効果につながらないなどの可能性が否めないと考えています。

その反面、市内でのみ使用できる商品券の場合、市内経済への波及効果が得られ、市の税収が増えることで、より市民ニーズに即したサービスの向上に資する政策に活用できるものと考え、多くの市民の皆さまに公平で効果的な支援策として、様々な観点から検討を重ねたうえで決定した内容です。

Q7 国からは全世帯に還元するよう示されていたのではないですか。なぜ商品券なのでしょう。

今回の物価高騰対策支援につきましては、国において各自治体の実情に合わせて実施するよう示されてきました。

国の重点支援地方交付金に加えて市の財源を活用し、より効果的・効率的な支援策として、過去7回にわたり実施し、市民の方々に定着している商品券事業としました。

なお、本事業はお申し込みいただいた方全員が購入できております。

Q8 なぜ商品券を申込・購入制にしたのでしょうか。購入時に負担がかかるのではないのでしょうか。

申込・購入制とすることで、真にサービスを必要とする方へ支援できると考えています。

また、可能な限り購入時の負担とならない設定額（1,500 円から 3,000 円の商品券の購入が可能）とし、限られた財源を効果的・効率的に活用することとしました。

Q9 電子商品券にしなかった理由を教えてください。

年代に関係なく利用できることを重視しました。

また、商品券の活用店舗として市民ニーズが高い複数の店舗において、電子決裁の対応ができないことから、どの店舗でも利用できるよう紙商品券としました。

以上